

カントにおける有機体的組織としての「自然全体」
一覚え書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-05-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 達 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/5350

カントにおける有機体的組織としての「自然全体」

— 覚 え 書 —

山 本 達

倫 理 学 教 室

(平成元年10月31日受理)

1. 自然目的としての有機体における超感性的なもの

『判断力批判』において目的論的判断力の原理とされる自然の客観的・実質的合目的性は、さしあたって、有機体の観察のために要求される認識論的な原理である。有機体は自然における特殊の自然物である。個々の有機体の特殊の形態・構造は、機械的には十分に説明され得ない偶然的な事実として与えられる。それゆえにわれわれは、かかる有機体の全体的な統一の可能性を捉えようとすれば、その際、何らかの意味で目的概念を使用せざるを得ない。カントにおいて、目的論的原理に与えられる第一の意義は、それが有機体の自然認識に関する学問的・方法論的前提であるということにあらう。反省的判断力の原理である目的論的原理は、何よりも先ず、有機体の自然認識のための統制的原理・格率として基礎付けられる。それがまた、有機体の観察のための導きの糸であるとか (vgl.S.297)「自然の特殊の諸法則を探究するための発見的原理である (S.355)」とか言われるのもそのためである。しかしながら『判断力批判』における有機体の問題の展開は、目的論的原理を、有機体に関する必然的は認識論的原理として基礎付けることに終始するわけではない。

〈自然の合目的性〉の概念は、カント批判哲学において、どのような体系的位置を占めるのであろうか。われわれは、この問を辿ろうとすれば、自然目的としての有機体の問題がカントにおいて単に狭く認識論的にのみ取り扱われているのではないことに、注目すべきであらう。

カントは自然目的としての有機体にまつわる問題を出発点として、そこから目的論的原理の適用範囲を、更にまた自然全体にまで拡張しようとする。その場合、有機体の目的論的な考察がその原理にそうした拡張のきっかけを与えるというのは、何よりも先ず、有機体の判定の原理としての〈自然の合目的性〉がそれ自体既に、超感性的なものを指示しているからなのである。言い換えれば、自然目的の概念はそれ自身のうちに、超感性的なものを含意するからである。われわれは、先ず、このことを問題としなくてはならない。

「この概念〔自然目的〕は、自然のメカニズムとは全く相違する事物の秩序へと理性を導く(S.297)。」

「……そのような〔自然目的としての自然産物において、多様な素材が理念の統一によって一定の形態へと合成される *zusammengesetzt* というような〕作用全体を、われわれは、自然の盲目的なメカニズムを越えた超感性的規定根拠に関係させる (a.a.O.)。」

「……結局は、そうした自然産物の可能性に関する問題に帰着せざるを得ないのであるから、そうした産物に対して……自然の内に見当たらないような類の特別の原因性を思惟することは必然的である。すなわち、物質が自然原因のメカニクに基づいてもちうる、そのような諸形態とは異なる幾多の諸形態の受容性に対しては、更に（物質でありえないような）原因の自発性が付け加わらなくてはならない (S.355～6)。」

もとよりカントにおいて、自然目的の概念と超感性的なものとの結び付きは決して直接的ではない。自然目的の概念における超感性的なものへの指示はアナロジーに基づく。また、カントによる超感性的なものへの言及も、ここでははなはだ控え目である。したがって、その超感性的なものは、自然目的としての有機体との関連で見限り、いまだ十分に規定的に示されてはいないと言ってよい。カントは、自然目的の概念が単に反省的判断力にとっての統制的な概念でしかない、という主張との脈絡で次のように説く。

「……諸目的に従うわれわれの原因性一般とのわずかなアナロジーに基づいて、この種の〔自然目的としての事物の〕諸対象に関する自然探究を指導し、かつまた、それらの至高根拠について思索すること。しかもこの後者のことは、自然あるいはその根源根拠 *Urgrund* を知らんがためではなくて、むしろわれわれがかの合目的性の原因をそれとのアナロジーで考察したところの、まさしくわれわれの内なる実践的な理性能力こそを知らんがためになされるのである (S.295)。」

カントにとって、反省的判断力による自然に関する目的論的判定は、もともと「(われわれが自己の内に見出すような) そのような原因性のアナロジーに従って、自然を独自の能力によって技巧的であると思惟する (S.269～270)」のである。たとえその場合、われわれはアナロジーに基づき、自然の超感性的な根拠について思考をめぐらすにしても、そのアナロジーの趣旨は、自然の根拠自身を理論的に認識することにあるのではなくて、自然有機体の技巧とわれわれ人間の技巧、すなわち実践現性によって規定された技術 *Kunst* との間に、単なる類似性を見出すことにあるのである。有機体に関する目的論的原理は、アナロジーに基づいて超感性的なものを指示するが、カントにおいて、その目的論的原理の使用には、実践理性に対する実践的意義もまた、認められているのである。

「そうした原理〔自然物を認識不可能の超感性的なものに関係付ける判断力の原理〕は、確かに世界の存在者の認識に適用されうるし、またされなければならない。そうして同時にまたその原理は、実践理性にとって好都合な展望を開くのである (S.VIII～IX)。」

このカントの主張は、確かに、われわれが批判哲学における〈自然の合目的性〉の体系的位置、あるいは自然概念から自由概念への「移行 Übergang」の問題を主題的に吟味すべき段階で、改めて注目されなくてはならない主旨のものであろう。しかし、ここでは立ち入らないでおく。

ともあれ、有機体の自然観察を統制的に導くところの目的論的原理によって指示される超感性的なものは、こうしたアナロジーに基づいて思惟されるのである。カントにおいて、超感性的なものそれ自身は一般に、理論的な認識の対象とはなりえない。しかしここでは、それが、いかなる意味においても未規定的な単なる X として説かれているのではない。超感性的なものを、規定可能なものとして呈示することが、目指されているのである。〈自然の合目的性〉を原理とする目的論的判断力は、超感性的なものを単なる X と見なすだけではなくて、これを何らかの規定性へと方向付ける反省の働きでもある。しかしわれわれの見るところ、カントは超感性的なものに対して、有機体の可能性の問題との関連で、どのような意味合いを与えているのか、明らかではないのである。有機体の至高根拠たる超感性的なものが、一体に、自然に内在的な根拠なのであるか、あるいは自然にとって超越的な根拠なのであるか、その決定をカントはさしあたり留保しているように思われる。

一面でカントは、有機体の可能性の根拠としての超感性的なものを、自然にとって内在的な原理として示そうとする。

「たとえわれわれは、単に有機体的諸産物でのみ観察を進めることによって、自然を探究しようとするにしても、われわれは自然に対して意図の概念を付与することを、不可避免的に必要とする。したがってこの概念は、われわれの理性のただ単なる経験使用にとっても、端的に必然的な格率である (S.324)。」

「……有機体的事物としての自然産物の思想でさえも、それは、意図を伴う産出の思想に結び付かないならば不可能である (S.334~5)。」

カントは「意図」が、自然に付与されるものとして思惟されるべきだと主張する。もっとも、自然自体に付与される意図の概念は、有機体の自然認識を統制的に導く格率でしかない。したがって、自然の意図自身が、有機体の自然認識の内部において客観的に追究されるべき自然研究の主題とされることはできない。意図の概念は、どこまでも反省的判断力の原理でしかないのである (vgl.S.308)。

「ある種の自然諸形態の内的可能性を説明する目的論的原理によっては、その自然諸形態の合目的性がはたして意図的であるのか無意図的であるのかという問は、未決定のままにおかれている (XX.S.236)。」

「……自然学 Physik が正確にその限界に止まるためには、自然目的が意図的であるのか無意的であるのかという問を全く捨象する (S.307)。」

このようにカントは、有機体の可能性のための超感性的な根拠としての「意図」を、自然学

の内部で規定的に示すことは斥ける。しかし、反省的判断力に立脚した自然目的論において、かかる意図を自然自体に付与することは、拒まれていないのである。

「目的論においては確かに、自然について、あたかも自然における合目的性が意図的であるかのように、それと同時また、自然に、したがって物質にこの意図が授与されているように語られる (S.308)。」

「自然学に引き寄せられる限りでの目的論において、自然の知恵・節約・配慮・慈善について語ることは全く正しい。しかしそのことによって、自然から、ある悟性的存在者を生じさせるわけでもなく（なぜなら、そのことは不合理であろうから）、また大胆にも、自然を越えた別種の悟性的存在者を打ち立てようと欲するわけでもない…… (a.a.O.)。」

〈あたかも…かのような〉の命題、すなわちアナロジーにおいて、自然に対して意図が付与される。しかしカントは、この意図を悟性的存在者に帰することに躊躇する。自然に対して意図が付与されるからといって、その超感性的根拠を端的に悟性的存在者として思惟することは、不合理であるとさえ言っている。カントが有機体の超感性的な根拠を悟性的存在者に帰することに躊躇しているのは、その根拠を自然に内在的な原理として示そうとする強い意向がカントに働いているからではなからうか。

「……われわれは、たとえ自然の諸産物〔有機体〕が明白に意図的な目的統一を表わしているにしても、それらの諸産物を依然として単に自然目的と名付けるだけあって、それらの可能性の根拠を、自然を越えて自然の外に探究しないのである (S.355)。」

もっともカントには、そうした超感性的な根拠が「悟性的」として特徴付けられるような言い方がないわけではない。しかしその場合でもその悟性的原因性は、単に自然産物の機械的説明を追究するための反省的な導きの糸に過ぎないのであって、その限りその原因性はどこまでも感性界に関係付けられるべき理念だとされるのである。

「目的因に従う諸物のあからさまな結合に対しては、メカニズムから区別される原因性、すなわち、諸目的に従って行動する（悟性的な）世界原因の原因性が思惟されなくてはならないということは、反省的判断力にとって全く正しい原則である。……その原則は、判断力の単なる格率である。その場合、かの原因性の概念は単なる理念であって、ひとは、その理念に決して実在性を認めようなどとしてはならず、単にその理念を反省の導きの糸として使用するに過ぎないのであって、その際その反省は、一切の機械的説明根拠に対して常に開かれたままであり、感性界から迷い出ることもない (S.318)。」

われわれは、有機体の可能性の超感性的な根拠を自然に内在的な原理と見ようとするカントの意向が示されている言説を、一応以上のように整理することができる。しかしながら『判断力批判』においてカントは他面で、有機体の可能性の超感性的な根拠を、自然を越えた超感性的な悟性的存在者に見届けようとする傾向も見られるのである。それは、先の意向に劣らず明白なのである。

「……前者の理念〔目的因の概念に従ってのみ思惟されうるような産物の理念〕は既に、その根拠に関しては、われわれを感性界の外へと連れ出す (S.304)。」

「多くの自然物の内的可能性のわれわれの認識にとってさえも、その根底には、合目的性がおかれなくてはならないが、われわれがその合目的性を思惟し把握することができるのは、われわれがそれらの事物および一般に世界を、ある悟性的原因（神）の産物として表象することによる以外にはない (S.337)。」

「ただ次のことだけは確実である。すなわち、われわれは、何としても少なくとも、われわれ自身の本性（自然）上洞察して差し支えないようなことに基づいて（われわれの理性の諸条件と諸制限に基づいて）判断すべきであるならば、かの自然目的の可能性の根底には、断じて悟性的存在者以外のものをおくことができない。このことは、ひとり、われわれの反省的判断力に……適ったことである (S.338～9)。」

「……われわれにとって、自然目的としての自然産物の産出に関する判定様式としては、世界原因としての至高の悟性による判定様式以外のものは残されていない (S.329)。」

このように見えてくると、有機体の可能性の根拠としての超感性的原理が、カントにおいて自然内在的であるのか、あるいは自然に対して超越的であるのかという問題は、われわれとしては、取り敢えず未決着のままにしておく他ないであろう。確かにその点に関する『判断力批判』におけるカントの考え方は、未だ確定的ではないように思われる。それは、その問題をめぐるカント自身の見解の動揺を表わすことかもしれない。とは言っても、そのことはカントにとって、有機体の超感性的原因性の理念がいずれにせよ究極的には、自然に対し超越的な悟性的存在者としての世界創始者 Welturheber (vgl.S.338,472) への要請を許容するという可能性、換言すれば、前者の格率が後者の想定を同じ反省的判断力の立場で準備するという可能性を、妨げることはないのである。このような見通しを、カントは、有機体における合目的性の考察から更に進んで目的論的原理を全体としての自然に対して拡張的に適用する際に、一段とはっきりと示してくれるのである。

2. 自然全体への目的論的原理の拡張

カントは有機体の内的な合目的性を機縁として、自然全体の合目的的秩序をもまた、目的論的判断力の問題として提起する。その問題は『判断力批判』では先ず「諸目的の体系としての自然一般の目的論的判定の原理について」の表題のもと、67節で触れられる。

カントはそこでの議論をさしあたって、63節で既に言及された相対的・外的合目的性の概念を検証することから始める。63節で、相対的・外的目的性は、内的合目的性としての自然目的から峻別された。それは「自然の目的」を前提条件として初めて意味がある合目的性であるから、とりあえずカントにとって、目的論的判定の批判的解明の課題から除外されざるをえなかつ

た。なぜなら自然目的とは異なる「自然の目的」の問題は、われわれの自然経験の領域を凌駕せざるをえないからである (vgl.S.282ff.)。しかし今や、有機体の内的合目的性の思想を契機として、自然物の外的合目的性もまた、自然の客観的合目的性の考察の中に組み入れられることによって、目的の体系としての自然の理念が呈示されるのである。

カントによれば、自然物の外的目的性は、単に偶然的に合目的的としてわれわれに表象される性質でしかなく、到底、自然物の存在の説明根拠たり得るものではない。河川や山脈、山腹などの地表の形状が、植物・動物界の発生と保存のために、いかに必要なものであったとしても、それらの形状の可能性のために目的因を想定すべき理由は少しもない。そうした外的な関係は、われわれによって、単に仮説的に合目的的と判定されるだけである (vgl.S.298f.)。

ところで、かかる外的合目的性の問題を正しく捉えるためには、改めて、カントにおける自然目的の概念と「自然の目的」との区別が確かめられなくてはならないであろう。

「事物をその内的な形状のゆえに自然目的として判定することは、この事物の現実存在を自然の目的と見なすこととは、全く別のことがらである (S.299)。」

前者、すなわち内的合目的性は、この節に先立って既に、有機体の特性に即して呈示されたように、人間の認識能力にとって妥当な判定原理である。これに対して、カントによれば、後者の把握に導く手掛かりは、われわれが自然認識の内部に留まる限り、未だ与えられていない。自然事物の偶然的な外的合目的的關係は、経験的には、悪無限に陥るほかない諸条件の系列である。したがってカントによれば「自然の目的」は、自然事物間の合目的的關係が究極的にそれに基づくところの、それ自身はもはや何物にも条件付けられない無制約者としての目的すなわち「自然の究極目的」が与えられるときに、その場合にのみ、初めて基礎付けられる。しかるに究極目的たり得るものは、自然産物とは見なされ得ない。それは「あらゆるわれわれの目的論的な自然認識をはるかに凌駕し (S.299)」「完全に自然・目的論的な世界考察の外にある (S.300)」のである。してみれば、かかる無制約者に究極的に条件付けられる「自然の目的」は本来的には、自然目的論の枠組の中には納まり切れない面をもっているのである (vgl.S.299~300)。

「自然の目的それ自身は、自然を越えて自然の外に求められなくてはならない (S.299)。」

およそそのように説くカントが、それにもかかわらず他面では、同じ自然目的論の名において、「目的の体系としての全体的自然」に言及するのである。

「単に有機体化された限りにおける物質のみが、自然目的としての自然の概念を自ら必然的に伴う。なぜなら、このように有機体化されている物質の特殊な形式が、同時にまた自然の産物なのであるから。しかるに今やこの概念は、必然的に諸目的の規則に従う体系としての全体的自然という理念へと導く。かくして理性の諸原理に従った自然の一切のメカニズムは、そうした理念の下に (少なくともその理念との関わりで自然現象を試すためには) 従属せざるをえない。その理念には、専ら主観的として、言い換えれば格率として次の理性の原則

が所属する。すなわちその原則は〈世界におけるあらゆる物は何らかの物に役に立つ〉〈世界において何物も無益ではない〉という原則である。こうしてわれわれには、自然がその有機体的産物において与えてくれる実例のおかげで、自然とその諸法則から、全体として合目的的であるような物以外の物を期待しないという資格があり、否、権限が与えられているのである (S.300~1)。」

われわれは、自然目的の概念を手掛かりとして、目的の体系としての全体的自然の理念へと導かれる。「……われわれは自然の探究の原理として、自然において断じて何物も目的なしにはあり得ないということ、結局のところ、仮定する根拠を持つ (S.430)。」カントによるそうした自然探究の原理の言い表わし方は、有機体の観察のために前提された「そこ〔有機体的産物〕において、何物も無益で無目的なものはない (S.296)」という原理と文字通りシンメトリーな形をとっている。カントは、有機体におけるのと同様にまた、自然全体においても合目的な秩序が見られるのであって、前者の実質的合目的性が後者の合目的性の模範たりうるものとするのである。ただし言うまでもなく、その理念は前者と同様に反省的判断力のための単なる主観的原理・格率でしかない。それによってわれわれは、自然のメカニズムの原理を損なうことなく自然学 *Naturkunde* を拡張するための導きの糸を獲得するのである。別の文脈であるが『判断力批判』には次のような言い方もある。「……われわれは、限りなく多くの有機体的産物に促されて、特殊の諸法則に従う諸自然原因の結合の中に、今やまた (少なくとも仮説を許容することによって) 意図的なものを、自然全体 (世界) に対する反省的判断力の普遍的原理として、仮定する (S.361)」と。

確かにこのように、有機体における客観的合目的性と、これに誘発された「目的の体系としての全体的自然の理念」とが、共に反省的判断力の格率、言い換えれば「反省的判断力のための理性の批判的原理 (S.333)」であるとされるのであるが、しかし、カントによれば両者の間に、それらが格率として自然探究の進行のために必要とされる度合いに関しては、相違が認められるのである。先に引用したように、有機体に関する自然観察を進める場合に「自然の意図の概念」が「理性の経験使用のために端的に必然的な格率」であることが説かれた。その段落では、これに続いて次のように述べられる。

「一度、自然研究のためのそうした導きの糸が採用され、信頼のおけるものとして見出されたからには、われわれは判断力の件の格率を、自然の全体についてもまた少なくとも試みてみなくてはならない。なぜならば、その格率に従うことによって更に自然の幾多の法則が発見されようが、その格率に従わないとなると、自然のメカニズムの内奥に対するわれわれの洞察の制限に囚われて、それらの諸法則がわれわれに隠されたままであろうからである。以上のことは明々白々である。しかしながら判断力のかの格率は、後者の〔自然の全体に関する〕使用に関しては、確かに有用であっても、しかし不可欠なものではない、なぜならば、全体としての自然が、われわれにとって有機体的として……与えられてはいないからである。

これに対して自然の産物が、単にその内的性質の経験認識を獲得するためにだけでも、専ら意図的にかく形成され別様に形成されないものとして、判断されなくてはならないような場合においては、反省的判断力のかの格率は、本質的に必然的である (S.334)。」

個々の有機体の観察にあっては目的論的原理が、判断力にとって不可欠の格率であるのに対して、他方自然全体に関しては、目的論的原理が自然認識にとって有用ではあっても不可欠のものではない。このような相違の生じる理由は、カントによれば、個々の有機体が全体として何らかの意味で経験的に与えられているとすれば、これに対して自然全体の有機体的な秩序の方は経験的には与えられないということに依るように思われる。

「目的論的判断力の批判」で、客観的合目的性を有機体の自然認識のための原理として基礎付けるカントの試みを全体的に見渡すならば、その論証の過程で、有機体が特殊の自然産物として経験的に与えられているということは、一つの事実として前提されていると言ってよい。

「それ自体において合目的な自然諸形態は、専ら経験によって与えられなくてはならない (XX.S.218)。」

「経験が、われわれに自然の諸産物にそくして合目的な諸形態を示す (a.a.O.)。」

有機体の諸部分の構造とそれらの結合とはすべて「自然における単なる因果結合 *nexus effectivus* に従うだけで、更に、特殊の原因性、すなわち目的の原因性 (*nexus finalis*) を手立てとしないならば、極度に偶然的である (S.269)。」少なくともこのことは、カントによれば経験的事実性として前提される。

「確かにこの原理 [自然の有機体的産物とは、そこにおいて一切が目的でありまた相互に手段でもあるところの物である] は、そのきっかけとしては、経験から、すなわち方法論的に試みられ観察と称せられるものから、導出されるべきである (S.296)。」

「自然目的としての事物の概念は確かに、経験的に制約された概念、言い換えれば、経験において与えられるある種の条件の下でのみ可能的な概念である。しかしそれは、やはり経験から抽象され得る概念ではなくて、対象の判定における理性原理に従ってのみ可能的な概念である (S.330)。」

自然目的の概念は、カントにおいて、先に見たように反省的判断力の立場において、たとえ単なるアナロジーに基づいてであれ、理性理念としての超感性的原因性を指示している。それ故に、それ自身は自然のカテゴリーたり得ないし、またカテゴリーに基づく自然認識から抽象された経験的概念でもあり得ない。したがって「自然目的」はわれわれにとって、正確には理念と呼ばれるべきであろう。しかしその理念は、時間・空間において、すなわち感性的直観において与えられる特殊的な自然対象 (有機体的な産物としての自然物) に直接的に関係付けられる。その点で、その理念の他の理性理念との本質的な相違があるのである。端的に言えば、総じて理性理念が、経験一般の統制的原理として悟性概念に直接関係するとすれば、他方「自然目的」は、直接に感性的直観に関係付けられるのである。われわれは、有機体の自然観察に

関して目的論的原理（および自然目的の概念）の持ちうる認識論的意義をこのように見定めることができる。しかしながらわれわれは、目的論的原理が反省的判断力によって自然全体へと拡張的に適用されるべき場合には、その目的論的原理に対して、自然目的の場合と同じような認識論的意義が与えられていると見なすことはできないであろう。「目的の体系としての全体的自然の理念」には、自然目的において認められるべき理念と経験的直観との親密な関係性が欠けていると言わなくてはならない。有機体における同じように、自然が全体として、経験的直観的に与えられるというようなことは、カント哲学の立場で決してありえないことである。

繰り返して言えば「目的の体系としての全体的自然の理念」は、自然目的の概念を介することによって、初めて反省的判断力の格率として問題とされうるのである。その理念もまた、自然認識のための統制的な原理であるから、その限りで、反省的判断力の超越論的原理としての自然の論理的・形式的合目的性を前提にしていることは言うまでもない。しかし自然全体における、いわば有機体的な合目的性の表象は、自然の形式的合目的性に還元されうるものではない。後者は、体系的に脈絡付けられるべき特殊の経験的認識の可能性のために仮定される反省的判断力の超越論的原理であって、その限り、どこまでも認識主観に対する自然の合目的性として、自然認識の主観的・必然的な条件を意味するに過ぎない。これに対して「目的の体系としての全体的自然の理念」は、それもまた反省的判断力が投企する単なる格率としてではあれ、自然目的の概念と同様に、事柄としては、客観としての自然に具わるべき合目的的秩序を呈示する。その意味でやはりその理念は、自然の客観的・実質的合目的性の内に組み込まれるのである。

それにしてもカントにおいて、有機体における客観的合目的性が、目的論的原理を自然全体へと拡張する機縁を与えることができるのは、どうしてであろうか。われわれは、この問に対する明確な答えをカント自身から期待することはできないが、敢えてその手掛かりになりうると思われる言説を拾えば、次の通りである。

「ひとたびわれわれが、ひとり目的に従ってのみ思惟され得る産物を産出する能力を、自然にそくして発見したとするならば、われわれは更に進んで、次のような産物についても、すなわち、みずからの可能性の原理を、盲目的作用原因のメカニズムを越えた、メカニズムと異なる原理として捜し求めるといことが必ずしも必要とされないような産物……についても、これを諸目的の体系に属するものとして判定してよいのである。なぜならば、前者の理念〔目的因に従う自然の産出能力という理念〕からして既に、その根拠に関しては、われわれを感性界の彼方に連れ出すからであり、また言うまでもなく、超感性的原理による統一は単に或る特定の種の自然存在者に対してだけではなくて、体系としての自然全体に対しても同じ仕方であつたと見なされなければならないからである（S.304）。」

有機体における合目的的秩序の発見から、更に全体としての自然の内的な有機体的合目的性の仮定へとわれわれが進みうるのは、カントによれば、前者の根拠が超感性的なものにあるか

らであり、そして、特定の自然物（有機体的自然産物）の可能性の根拠として超感性的な原理がいやしくも求められるのであるならば、その超感性的な原理は、あらゆる自然物に対して、したがって自然全体に対しても同一の根拠であると見なされなくてはならないからである。ここでカントは、超感性的原理による有機体の統一が、同一の超感性的原理に因るものであるという意味において、超感性的原理の同一性を主張しているように思われる。おのおの有機体的自然産物におけるそれぞれの内的な合目的的秩序を統一する超感性的な根拠は、同一の原理である。それ故に、その原理はまた自然全体に対する超感性的根拠でもありうる。もしもそのような同一性が前提とされないならば、カントによれば、自然目的の概念、及びこれに含意された超感性的原理が、自然全体についても同様に合目的的秩序を成り立たしめるような超感性的なものを想定する動機とはなりえないであろう。

因に、目的論的原理の自然全体への拡張を説く際、カントには、部分から全体を推論するという考え方も見られる。

「…… [自然目的としての] 事物の概念は（自然法則に従う）その事物の偶然性という概念に不可分に結合している。したがって、われわれが専ら目的としてのみ可能であると見なす自然事物は、また、世界全体の偶然性に対する第一級の証拠となる（S.335）。」

『判断力批判』でしばしば強調されるように（vgl.S.269,285,331）自然目的として判定されるべき自然産物は、その形態と内的構造がかくかくのものとして形成されていることに関して偶然的である。そのことが自然事物が自然目的として判定されることに対する必然的な前提である。自然目的としての有機体はそのような意味で偶然的である。してみれば、偶然的な自然物（有機体）を部分として含むところの自然全体・世界全体もまた単なるメカニズムの法則の下で見られる限り偶然的である。そして合目的性は、そのような偶然的なものの法則性である（vgl.S.344）が故に、自然全体もまた合目的的なものとして判定されるべきであるとされるのである。とはいえカントは、これらの箇所でも自然全体・世界の偶然性の問題に関して立ち入った検討を試みているわけではない。

先に触れたようにカントによれば、有機体はその内的な合目的性の故に、自然目的と判定されることと、事物の現実存在を自然の目的と見なすことは、全く別のことである（vgl.S.299）。してみれば、有機体の偶然性は、その内的な形態や構造に関する偶然性であって、必ずしもその現実存在に関するものではないであろう。それではカントにおいてそのような有機体の偶然性を証拠とする自然全体の偶然性もまた自然全体の内的な構造・秩序の偶然性を意味するに過ぎないのであろうか、あるいは、それ以上に世界の存在自体の偶然性をも意味するのであろうか。自然目的論に関する限りカントの思想は定かではないのである。

しかし今や、目的論的原理が、自然全体・世界全体に拡張的に適用されうる原理として呈示されることによって、それと共に、カントにおいてかかる自然全体の有機体的合目的性の超感性的根拠が、たとえ、客観的ドグマの言説としてではなく、単なる反省的判断力の格率として

のみであるにしても、自然を越えた悟性的な存在者として想定されることになる。われわれは、その点に注目すべきである。今しがた引用した文章に添えて、次のように言われる。

「そうして、それ〔世界全体の偶然性の証拠としての自然産物〕は、世界の外に現存し、しかも（かの合目的な形式のために）悟性的でもある存在者に、世界が依存し、かつこれに根源付けられるということの、常識にも哲学者にも妥当する唯一の証明根拠である（S.335）。」

もっともカントによれば、そのことによって「そうした悟性的存在者が現に存在する」という命題が、客観的ドグマ的に証明されるというのではない。そのような主張は、当然に批判されるべき人間理性の越権行為である。なぜならば、その主張の手掛かりとされる「自然における目的」は、それ自身が経験的自然観察の対象になるものではなくて、単に、反省的判断力における、多様な自然産物の自然観察を統制的に導くための格率でしかないからである。目的論的原理の世界全体への適用について説かれる際に、悟性的存在者なるものへの言及がなされるにしても、それは、そうした存在者の存在に関する客観的な証明を企てようとするものではない。このことを執拗にカントが警戒していることは言うまでもない。それ故にカントは、控え目に次のように言うのである。

「……われわれは、みずからの認識能力の性質に従えば、……そうした世界〔合目的な自然全体〕の可能性について、その世界の意図的・作用的至高原因をみずから思惟すること以外には断じて理解することができない。ただそれだけである。悟性的な根源存在者が存在するという命題を、したがってわれわれは客観的に証明することはできないのであって、その命題は、単に、自然における諸目的に関して反省するわれわれの判断力の使用のための単に主観的な命題であるに過ぎず、かくしてそれら自然における諸目的は、専ら、最高原因の意図的原因性の原理に基づいてのみ思惟され得る（S.335～6）。」

3. 目的の体系としての自然全体の問題性

「目的の体系としての自然全体」の理念は、先に触れたように、「自然目的」から区別されるべき「自然の目的」の、すなわち、自然事物の現実存在が目的に基づいて可能とされるような、そのような目的の、体系的な連関であるという意味合いを持っている。しかも、かかる「自然の目的」それ自身は、結局のところ自然を超えて求められざるをえないから、目的論的な自然認識を超絶する概念だとされたのである（vgl.S.299）。してみれば、自然全体に関する自然目的論は、カントにあっては、もともと、それ自身の内では安らぎ得ない不安定な立場を余儀なくされていると言わざるをえないのである。それにしても「自然の目的」が本来的に自然を超絶する概念であるとは、どういうことであろうか。

「有機体的存在者の外的関係における目的論的体系」と銘打たれた第82節において、カントは有機体の諸々の類の間の従属関係に注意を払っている（vgl.379ff.）。ここにおいて、一定の

類の有機体は別の類の有機体に依存することなしには自己を保持することができないという関係が、自然全体の目的論的体系のテーマの一つとして、暗示されていると言ってよい。有機体の内的な構造と形態に関する内的な合目的性とは別に、一定の有機体が「何のために存在するのか」と問うことができる。確かに、有機体以外の自然物、すなわちその可能性のために必ずしも内的合目的性を前提とする必要のない物についても、例えば、大地、大気や水にしても、それらが他の物との関係において外的に合目的的であると見なされることもあろう。しかしカントによれば、このように非有機体的な自然物がそれとの関係で合目的とされる当の物は、常に有機体的存在者、つまり自然目的でなくてはならないとされる。というのは、内的に目的に従ってのみ可能的とされる自然物に対して、その原因として結び付くところの物のみがその手段（合目的的）として述語付けられるからである。したがって、このように説くカントからすれば、自然目的としての有機体が、その上「それ自身が何のために現に存在するのか」という問は、自然全体の目的論的体系的統一の考察にとって、避けられない問題となるのである。

次にカントは、そうした有機体の存在の目的を、本質的に次の二つに大別する。すなわち或る自然存在者の存在の目的が、当の存在者自体の内にある場合と、他の別の自然存在者の内にある場合とに区別される。前者の場合の目的は、結局のところ「究極目的」と呼ばれるのに対して、後者は必然的に、同時に手段として存在する目的に他ならない。こうした本質的区別を踏まえてカントは、自然の内部に見出されるところのいかなる存在者といえども、それが自然存在者である限りにおいては「究極目的」たる資格を持ちえないと断言するわけである。

「しかしわれわれは、自然全体を調べあげるとしても、自然としての自然全体の中に、創造の究極目的たる優先権を要求しうるような存在者を見出さない。しかも、もしかして自然に対して最終目的であるような物がありうるにしても、これを考えられうるどのような規定や性質で装備してみても、その物はやはり、自然物である限り、決して究極目的ではありえない。このことはアプリアリに証明されうる (S.382)。」

自然の「究極目的」言い換えれば、その物がその存在自体において目的であり、もはや他の物の手段とはなりえないような無制約的目的は、自然としての自然の内部に、これを求めることはできない。このカントの主張は、現象界における諸条件の系列に対して端的に無条件なものは、経験的に与えられないという『純粹理性批判』における思想を、われわれに思い起こさせる。ともあれカントによれば、こうした自然の「究極目的」が自然の内に見出されない以上、自然の相対的・外的合目的的連関は、単に仮説的 *hypothetisch* に、しかも無限に錯綜した無際限な連鎖として考えられるのみである。自然目的、そしてまた単なる自然の相対的合目的的連関の詮索に終る目的論的自然考察には、自然全体の本来的な目的論的体系的統一を可能にする原理が、存しないのである。「自然の目的」はつまるところ「自然の外に、自然を超えて求められなければならない」とされる (vgl.S.299) のはこのためである。

カントにとって自然目的論は「自然の究極目的」について語りえないのであるから、自然目

的論の立場にある限り「自然全体の目的論的体系」は不完全であり、否、問題的でさえあるのである。しかし実のところ、先の引用からも察しられるように、この点に関するカントの議論はやや込み入っている。

カントによれば、「自然の目的論的体系」の問題は不可避免的に「自然の究極目的」の概念へとわれわれを導かないわけにはゆかないのであるが、しかしその場合、両者の関連は直接的ではなくて、「究極目的」から区別される「自然の最終目的 (ein letzter Zweck der Natur)」の概念による媒介を必要とするのである。「自然の究極目的」が全面的に自然を越えたところに求められるべき超感性的な理想的性格のものであるとすれば、「自然の最終目的」は、それ自身が自然の目的論的連鎖の最終項として、なお、経験的な世界の内部に位置を占めるべき目的である。実質的には、われわれが後で検討するように、自然的にして理性的な人間存在、更には、人間文化が、そのような意義のもとで捉えられる。このことによって人間存在もまた明確に「自然の目的論的体系」の中に組み込まれるわけである。しかし、その際「自然の最終目的」として位置付けられるべき人間はもはや、他の有機体的存在者と同様に単なる自然的存在者と見なされることはできない。「自然の最終目的」たる人間は、自然的で同時にまた理性的な存在者、言い換えれば文化の主体でなくてはならないとされる。このようにして人間存在が「自然の目的論的体系」に導入されるのである。

しかしながら以上のことは、翻って言えば、そのような自然の目的論的体系なるものが、カントにあって、もはや単なる自然目的論的に投企されうるものではないことを、物語っていると言えるであろう。「自然の目的論的体系」の問題は、いわゆる自然領域を越えた人間存在に関わる新しい問題、すなわち文化理論に動機づけられた目的論的歴史解釈の問題を含まざるをえないのである。われわれはここで、この問題に深入りすることはできないが、次のことは確かめておきたい。すなわち、カントにとって、自然全体に関わる自然目的論が不完全で問題的であるという理由は、確かに根本的には、先にみたように「自然の究極目的」との関連においてであるにしても、より直接的に言えば、自然観察の内部に現われる限りでの自然の中に「自然の最終目的」を見定めることができないということに因るのである。

ひとは、自然における類としての諸有機体の目的論的依存関係を眺めて、例えば、通俗的な見方に従って、植物は草食動物のために、草食動物は肉食動物のために、そして後者は人間のために現に存在する、と言ってみたところで、カントによれば、リンネと共に、これとは全く逆にその依存関係を陳べることも許されると言う。植物を食む動物は、植物界の異常な繁茂を和らげ、植物界の多くの種の窒息・死滅を防ぐために存在し、肉食獣は草食動物の貧欲さに制限を設けるために、そして人間はこれら肉食獣を狩猟して減少させ、もって、自然の産出力と破壊力との間に均衡を保つために存在すると。その限り人間もまた、単なる手段の位階にある点では、他の有機体的存在者と変わりがない (vgl. 382f.). われわれが「地球上の被造物の類の多様さ及びそれらの相互の外的関係における客観的合目的性」を、自然観察のための反省の

原理とするならば、「目的因に従うあらゆる自然界の一定の有機体的組織・体系を思惟することは、理性に適ったことである (S.383~4)。」しかし他方では、カントによれば、われわれの経験は、この格率に矛盾した自然の単なる機械的な有様を「とりわけ、そうした体系の可能性のために何としても必要である自然の最終目的に関して」示さないではおかないということも、同じく否定できないことなのである (vgl.S.384ff.)。

一切の有機体的存在が、その下でのみ生存することのできる地球 (Erde)、一切の被造物の母胎たる陸と海とは、その生成に関して、単なる無意図的メカニズム以外の何ものをも示してくれない。もしそうだとするならば、その下にある有機体的存在者に対してそれらの存在の根源をメカニズムとは異なる起源に求める権限が、一体われわれにあるのであろうか。自然的存在者としての人間もまた、その間から免れうる例外ではありえないのである (vgl.S.385f)。

勿論カントは、こうした議論の経過にあっても、人間存在以外に「自然の最終目的」を想定することはできないと、信じて疑わない (vgl.S.384)。しかしながら自然観察の内部に留まる限り、むしろ、人間も決して自然の最終目的でありえないことが示されるのである。まさにそれ故に、地球上における有機体の集合は何ら諸目的の体系を成しえないことが証されているとも考えられる (vgl.S.386)。このような意味において自然目的論は、カントによれば、自然全体の合目的体系的判定に関しては、本来の意図に反して、その任務を全うすることができないわけなのである。

4. 自然史的観点の導入

多様な有機体の類の間の依存関係や、更にまた、あらゆる有機体の母胎としての地球の形態や構造についての自然観察がわれわれに示してくれるものは、総じて、単に盲目的機械的な諸原因の結果に還元されうるような様相を呈する。このことを、確かに一面でカントは認めるのである。

「あらゆる自然産物の純然たる機械的な説明の仕方というものを目標にして、先に進むべき権能は、それ自体としては、全く無制限である (S.366)。」

「自然の諸産出における自然のメカニズムを見落とさないで、自然の説明においてこれを素通りしないことは、理性にとって、限りなく重要である (S.354)。」

「自然のあらゆる産物と出来事を、最も合目的的なものでさえも、われわれの能力の中にある限り、できるだけ機械的に説明すること・…… (S.363)。」

しかしながらカントは、他面では、こと有機体に関する限り、そのような説明の権能が、われわれの認識能力の性質上、制限され限界付けられているから、有機体の判定が同時にまた、目的論的原理にも従属しなくてはならない、と主張する (vgl.S.366~7)。ところで、第80節の文脈でこのように説かれるのは、単に、有機体の内的形態・構造に関してだけではないであ

ろう。ここでとりわけ問題とされるのは、実は有機体の諸々の類の存在・発生についての説明いかなのである。

有機体に関して「自然研究者は……常に、何らかの有機体的組織を根底におかなくてはならず、この有機体的組織がかのメカニズムそれ自身を利用して、別の有機体的諸形態を産出し、或は、みずからの形態を新しい形に……発展させるのである (S.367～8)。」

カントは有機体の諸々の類の存在上の関係と発生の問題に関して、目的論的原理の使用が、やはり必要であるということに疑わない。そのことが80節では、「自然史」の観点が導入されることによって、確かめられる。われわれは、カントによる自然史の観点の導入を、自然目的論の拡張にとって極めて重要な契機を示すものとして受け取ってよいであろう。

「自然史」はカントにとって、早い時期から関心の対象であった。例えば『さまざまの人種について』の中では、植物・動物界におけるさまざまの種、あるいは変種の成立は自然史的に探究されなくてはならないとされ、「自然史」と「自然記述」とが概念上区別される。「自然記述」では「現在あるがままの自然物の知識」が求められるのに対して、「自然史」は、自然物がどのような変化の系列を通して現在の状態に立ち至ったのか、地球の形態の変化や地球上の植物・動物の自然的変化、および、それらの類的原型からの変種の成立展開を主題とする試みである (vgl.II,S.434 Anm.)。『哲学における目的論的原理の使用』においてカントは、こうした「自然記述」と「自然史」との区別に、自然研究の大まかな方法論的な相違のあることを認める。

「自然が今われわれに示してくれる自然の諸力から決して捏造されずに導入された作用法則に従って、自然諸物の現在における一定の性状を古い時代のその原因と関連付けるということ、ただそのことだけを、単に類推が許容する範囲内においてのみ、過去に遡って追究するということが、自然史であろう (VIII,S.161～2)。」

このように規定される自然史と自然記述とは「全く異質的であって、一方(自然記述)が学問として、大いなる体系の華麗を伴って表われるのに対して、他方(自然史)は単に諸断片を、或は不安定な仮説を指し示しうるだけである (ibid.,S.162)。」

カントによれば「仮定されるべき理論 (ibid.,S.162)」としての自然史は厳密な自然科学に数え入れられることはできない。それは類推の域を出ないのである。しかし自然史的探究をカントは自然の経験の内部に保持しようと努める。自然史について、その認識の範囲・限界および原理を明らかにすることが望まれるのである (vgl.ibid.,S.162)。『哲学における目的論的原理の使用』のテーマは主として、自然史的研究における人種概念の方法論的吟味の問題に限られているとは言え、それを通してカントが、他ならない目的論的原理の使用の権能を問い質す目論みを抱いていることは明らかである。

『判断力批判』でかかる自然史が「自然の考古学」と呼ばれ、この名称は、単なる空想的な自然研究ではなく「自然自身が、そこへとわれわれを招き入れ誘うところの自然研究 (S.385.

Anm.)」を表わすものとされる。そうして第80節でカントは、「自然の考古学」が追究すべき問題を、有機体の実的な類の自然史的発展的段階を発見すること、更に、あらゆる有機体の発生の根源を求めることに見届けようとするのである。

諸々の有機体における発展段階の自然史的探究はしかし、カントによれば、比較解剖学の所見に媒介されている (vgl.S.368f.)。「それ〔諸々の有機体自然の偉大な創造〕に関して、何か体系に類似したものが、しかも発生原理の面で見られないのかどうか (S.368)」の問題は、有機体のさまざまな類が有機体の諸部分の構造と配置に関して、それら類にとって或る共通的な型 Schema、輪郭 Grundriß において合致することを教える比較解剖学によって、動機付けられるのである。すなわち、有機体のさまざまな類の間における、比較解剖学上の形態学的類似性は、単に有機体の諸々の類が外見上共通の原型を持つということだけではなくて、それらの類が多様な相違にありながらも共通の原型に従って産出されたのではあるまいかという淡い期待を、われわれに抱かしめるのである。しかし、有機体の諸形態が、いわば共通の母胎 Urmutter から発生したものととして、実的な同族性 wirkliche Verwandtschaft を具えるということは、自然史的に探究されなくてはならない。カントは、有機体的類の相互の間における比較解剖学的・形態学的類似性が逆に、あらゆる有機体の実的な同族性に基づくということ、自然史的な仮説として掲げているとあってよい。かくして、有機体の或る一定の類は他の類へと、漸進的に移行しつつ段階的に相接近し合い、諸々の有機体の発展的な段階的秩序が形成される。この段階的接近の系列が、カントによれば、具体的には「目的の原理が最高度に示されていると見られる動物類、すなわち人類から、ヒドロ虫類に至るまで、更にヒドロ虫類から苔類や地衣類に至り、最終的に……天然の物質に至るまで (S.369)」遡及されると言う。したがって、あらゆる有機体の実的な同族性に基づいて、共通の母胎からの有機体のそれぞれの類の発展的な発生を推測する自然史的な見方は、一見すると、単なるメカニズムの原理に立っているように見受けられる。というのは、そのような見方は、有機体の複雑な形態を、より単純で低級な形態から発生したものととして説こうとする還元主義の立場のように思われるからである。

「……天然の物質及びその諸力というものに、機械的諸法則に従って、……自然の技巧全体が……由来しているように見える (S.369)。」

一切の有機体の共通の母胎からの発生とそこから有機体の多様な類の発展的系列を仮定する自然史的理論は、メカニズムの原理を自然全体の説明の原理へと高めるべくわれわれを導き促すのではあるまいか、という期待を引き起す。カントは、このことを確かに一方では認める (vgl.S.368)。現在なお痕跡を留めている地球の最古の変革から「被造物の大いなる家族」が、自然の既知なるメカニズムに基づいて出現したと仮定することは「自然の考古学者」に許されることかもしれない。カオス的な状態から脱出した地球は、先ず、比較的合目的でない被造物を誕生させ、次に、この被造物をしてより一層に合目的な他の被造物を生ませるところの母胎なのである。そうして、被造物の多様な種の誕生は、生みの母胎としての地球の豊饒な

形成力による作業が止むことによって、一定の種別の段階に達するまで続くのであると。

しかしながら、有機体の発生を一切の目的論的条件から独立に説明できると主張することは結局、「自然の考古学者」の越権であるというのが、カントの考え方である。というのは「自然の考古学者」の自然史的仮説は、カントの見るところ、あらゆる有機体の発生に関する機械論的説明を証拠立てるところか、むしろ逆に、一切の自然産物がそこから発生すると仮定されるところの共通母胎へと、目的論的原理を先送りしているからである。

「しかし、彼〔自然の考古学者〕は、……こうした普遍的母胎に対して、これらすべての被造物に対して合目的である有機体組織を付与しなくてはならない。そうでないとすれば、動物・植物界の産物の目的形式は、その可能性の点で、少しも思惟され得ないからである (S.370)。」

先に述べたように、或る有機体的存在者を産出し発生させるものは、メカニズムを利用するところの、それ自身、有機体的組織でなくてはならない (vgl.S.367)。有機体的なものは、ひとり有機体的なものからのみ発生する。したがって、あらゆる有機体の発生の起源として、地球母胎というものを仮定する自然史的仮説は、他ならないその地球母胎それ自身を、有機体的なものとして思惟することをアプリアリに前提せざるをえないのである。もとよりこのことを、われわれは経験によって確証することは出来ない。その前提自身は、形而上学的な主張であろう。カントはしかし、そのような主張を根本的な前提とする、したがって、厳密な意味では自然科学に属さない自然史的仮説を「理性の冒険」として、肯定的に見ているのである。

「そうした類の仮説を、われわれは、理性の果敢なる冒険と名付けることができる。……その冒険は、有機体的存在者の産出を天然の非有機体的物質のメカニクによって捉えるような、偶然発生 *generatio aequivoca* が不合理であるように、同じように不合理なものではない。その仮説は、有機体的なものが他の有機体的なものから産出されるとする限りでは、……言葉の最も普遍的な意味において、依然として、単一発生 *generatio univoca* であると言えよう。……その主張は、アプリアリには、単なる理性の判断において、矛盾しない。しかし経験はそのいかなる実例も示さない。経験によればむしろ、われわれの知る一切の生殖は、同種発生 *generatio homonyma* であって、単に、非有機体的素材からの生殖に対立する単一発生であるだけではなくて、有機体的組織それ自身において産出者と同種である産物を生み出すような生殖である。かくして、自然についてのわれわれの経験知の及ぶ限り、異種発生 *generatio heteronyma* はどこにも見当たらない (S.370.Anm)。」

カントは、このように、有機体の発生の根源を非有機体的な物質の単なるメカニズムに見る「偶然発生」の説を、理性に反する主張としてこれを拒否する。有機体の発生の根源は、それ自身有機体的でなくてはならない。たとえ、有機体がいかに多様に種別的に区別されるにしても、あらゆる有機体に共通の発生の根源を自然史的に探究することは、理性に矛盾しない「理性の冒険」たりうる。その共通の根源は、それ自身有機体的組織として仮定されることができ

る。しかるにそれは、種別的に多様であるあらゆる有機体に共通の根源根拠を説く点で、必然的に「異種発生」を含意する「単一発生」説であるとすれば、われわれの経験を超えた単なる仮説でしかない。有機体に関する自然観察は「同種発生」以上のものを示すことができないからである。こうしてカントによれば、自然史的理論は、例えば地球母胎と名付けられる、それ自身有機体的な、したがって合目的な機構である統一的な根源根拠からのあらゆる有機体の発生の問題、更にまたその根源からの多様な種の展開の問題を、投げかける試みなのである。そのような試みとしてそれは、われわれの自然経験を超出する「理性の冒険」に基づくのである。このようなカントの構想が、いかにカントの目的論的な自然全体・世界の理念に沿うものであるかは言を俟たないであろう。しかしわれわれの見るところ、有機体の考察を起点とする目的論的自然全体の思想は『判断力批判』のカントにおいては、まだ未完成の域を脱し切れていないと言える。それだけに、この問題は、カントをその後ながく捕らえて難さなかったのであり、『Opus postumum』へと受け継がれてゆく課題の一つとなるのである。

5. 自然の美と客観的合目的性

『判断力批判』における〈自然の合目的性〉の原理には、一般的に、自然概念から自由概念への移行という問題が課せられている。その点から言っても、われわれにとっては、カントが「自然の美」に対して自然目的論を補うべき一つの役割を認めていることは、重要であろう。先に確かめられたように（本稿13頁参照）「目的の体系としての全体的自然の理念」が、自然目的論の視野の下では依然として不完全で問題的是であるのは「自然の最終目的」が、自然観察に関わる限りでの自然目的論における判断力の主題とはなりえなかったからである。自然の目的論的連鎖の最終項たる「自然の最終目的」が確定されない限り、自然の目的論的体系は不完結のままである。他方しかし、カントにとって、自然的にして理性的な存在者としての人間存在を措いて「自然の最終目的」を想定することはできないのである。このことは、自明なことでとされる。自然的で理性的な人間は、一体いかなる意味において「自然の最終目的」たりうるのか、人間が「自然の最終目的」として判定されうるには、いかなる存在でなくてはならないのか、自然目的論はその完結のために、この種の問題を必然的に要求する。しかしカントによると、この種の問題は「自然の究極目的」に関する洞察を俟たなくてはならないから、本来的に自然観察との接点を欠くことの出来ない自然目的論は、この間に答えられない。自然目的論は、そのような事情の下におかれているのである。

主観的合目的性を原理とする美感的判断力のテーマであった「自然の美」が、更にまた〈自然の客観的合目的性〉に組み込まれて問題にされる。カントにおける、目的論的判断力による「自然の美」の捉え直しは、そうした「自然の最終目的」としての人間の目的論的考察を準備・促進する試みでもあるのである。

「自然の美、すなわちそれは、自然現象の把握・判定におけるわれわれの認識諸能力の自由な生動と自然との調和的合致であるが、それがまたかくして、人間をその一項とするところの、体系としての自然全体の客観的合目的性と見なされ得る。但し、そうであるのは、自然の目的論的判定が、有機体的存在者がわれわれの手もとに与えてくれる自然目的を通して、自然の大いなる体系という理念を立てる資格を、われわれに付与した場合である。われわれは、自然が有益なものを越えて更になお美と魅力とを授けたということ、自然がわれわれのために与えてくれた一つの恵みと見なすことができる (S.303)。」

美は一般に、カントによれば、われわれ自身の主観の内にアプリアリの原理を持つ。所与の表象に関する、認識諸能力（構想力と悟性）相互の自由な生動における調和的合致の根拠が、美の判定のアプリアリの原理であり、それが〈主観的合目的性〉として規定された。しかるにカントは、かかる美を、ただしそれが「自然の美」である限りにおいてであるが、「自然全体の客観的合目的性」との連関において捉える観方の成り立つことを、認めるのである。もとより、美がその体験自身において、カントの用語で言えば「趣味の判定」自体において、そうした客観的合目的性に基づいて成立するというのではない。趣味の判定のアプリアリの原理はどこまでも、反省的判断力にとっての、主観の内部における内的・主観的な合目的性である他ない。そのようなものとして経験される「自然の美」を、その上また、自然がわれわれのために授けてくれた「自然の恵み」としても捉えるということは、カントによれば、単に純粋な美感的判断力においてではなくて、更にまた目的論的な判断力とも連繋する反省の立場において可能なことなのである。われわれは「自然の恵み」を、美の判定のための主観的合目的性から〈自然の客観的合目的性〉への進展、あるいは、両者の結合に対するカントの視点を示す言葉として理解することができる。そうした事情は「美感的判断力の批判」において既に示唆されている。

「そのような〔美の〕判定にあって肝心なことは、自然が何であるか、あるいは、自然がわれわれにとって目的として何であるか、にあるのではなくて、いかにしてわれわれが自然を迎え入れるかにある。仮に自然がその諸形態をわれわれの適意のために形成しておいたというのであるならば、それは常に自然の客観的合目的性であることになるのであって、構想力の自由における生動に基づく主観的合目的性ということにはならないであろう。主観的合目的性の場合には、恵みがあるにしても、われわれが恵みを受けて自然を迎え入れるのであって、自然がわれわれに恵みを表わすのではない (S.252～3)。」

われわれの内なる認識諸能力の自由な生動における調和的合致は、われわれが自然を幸運にも迎え入れる形式、主観における内的な合目的性として、把握されなくてはならない。一応このことに、カントは注意を促していると見ることができる。しかしかかる主観的合目的性は、われわれが自然を迎え入れる形式、いわば、主観の受容性の形式であるから、その形式に基づくところのわれわれの認識諸能力の調和的合致という主観の状態に対して、当然のこと、自然

の側からの何らかの働きかけが対応することは、予想される。それ故に、粉らわしい言い方をとってはいるが「自然の恵み」に触れられているのである。ただカントは、われわれが主観的合目的性に基づく美の判定に踏み止まる限りは、この場合の「自然の恵み」への言及から、直ちに「自然の目的」についての目的論的な言明を引き出すことを、警戒しているのである。

「自立的自然美はわれわれに自然の技巧をあらわにする。自然の技巧は自然を、われわれがその原理をわれわれの全悟性能力の中に見出さないような、そのような諸法則に従う体系として表わす。すなわち、合目的性の原理に従う体系とすと表わす……。その結果、諸現象は、単に無目的なメカニズムにおける自然に属するものとしてだけではなく、技術のアナロギーに属するものとして、判定されなくてはならない。確かに自立的自然美はこうして、実際に、自然対象のわれわれの認識を拡張しはしないけれども、しかし何と言ってもやはり、単なるメカニズムとしての自然のわれわれの概念を、技術としての自然の概念へと拡張するのである。こうしたことが、そのような形態の可能性に関する深い探究へとわれわれを誘う (S.77)。」

美の判定の根拠は反省的判断力の主観的原理であり、しかもその原理は、主観の内部において認識諸能力相互の間で成り立つ内的合目的性として規定される。その限り、自然美に関するカントの根本的な思想は、自然美の「観念性 *Idealität* (vgl.S.252)」を説くところにある。この観念論はしかしながら、言うまでもなく超越論的観念論である。この場合、主観的合目的性の原理は、美感的感情が、言い換えれば、一切の美的経験がその可能性のためにアプリアーに前提しなければならないような、そのような反省的判断力の超越論的原理であるとされる。すなわちカントの立場は、その原理を、美の経験に先立って、あらかじめ超越論的反省によって投企された原理として主張する点で、超越論的観念論である。それ故、「自然美の観念性」は超越論的観念性として理解されなくてはならない。したがってカントによれば、そこにおいて初めてわれわれの美的経験の地平が開かれるところの、反省的判断力による主観的合目的性の超越論的投企において、同時にまた、メカニズム的自然を越えた自然、技術のアナロギーとしての自然、すなわち「自然の技巧」が、開示されるのである。「自然美の観念性」は、単に美の判定の主観的原理としての主観的合目的性を表わしているだけでなく、「技巧としての自然」が反省的判断力の超越論的投企に基づく自然の概念たりうることを妨げずに、むしろこれを要求するのである。「自然の恵み」について語るカントは、このような事態を念頭においていると思われる。

「われわれは、自然の形態に全く自由な（無関心の）適意を抱くことによって、美なる自然を凝視して恵みを感じ取るであろう。というのは、この純然たる趣味判断においては、この自然美がどのような目的のために現存するのかということについて、少しも顧慮が払われな
い。…しかしながら、目的論的判断においてわれわれは、こうした関係に対しても注目するのであって、その場合われわれは、次のことを、自然の恵みと見なすことができる。すなわち、自然は、かくも多くの美しい形態を開陳することによって、われわれが文化へと促進さ

れんことを意欲したと (S.303 Anm.)。』

ここでカントは、単なる趣味判断から目的論的判断への進展における反省の境涯において観て取られる「自然の恵み」を、更に一步踏み込んで、はっきりと客観的合目的性に関係した言葉として用いている。しかも、その客観的合目的性は全体的自然の目的論的体系に関わるものであり、そのようなものとしての「自然の恵み」の示す実質的内容は、先に触れたように、人間文化の促進として規定されるのである。カントによれば、それ自身としては主観的合目的性に基づく自然の美は、それが、あるいはその感得が、人間文化の促進を意味するが故に、自然の客観的合目的性の内に組み入れられることができるのである。カントのこの主張は、それ自身、目的論的な考察に基づけられた立言であろう。それにしても、カントにおいて、その判定の根拠を目的論的原理に求めることのできない「自然の美」が、それにもかかわらず、自然の目的論的考察のテーマに連なりうるのは、どうしてであろうか。

この間に答えるための一応の手掛かりは、既に「美感的判断力批判」の中で準備されているように思われる。「美に対する知性的関心」と銘打たれた第42節で、カントは、「自然の美」の問題の中に、自然の目的論的考察を促す契機があることを読み取っている。

カントによれば周知のように、美の判定一般は、対象（の現存）に対する「関心なき」適意を規定根拠とする。すなわち、対象の実現を志向する一切の欲求能力（道徳的意欲も含む）から独立に、対象の純然たる表象に伴う独特の快の感情を根拠とし、これによって規定されるところに、美の判定の第一の本質的特徴が求められる (vgl.S. 5 ff.)。しかし第42節では、このように感じ取られる美なるものについて、改めて、その美が自然の美である限りにおいて、これに対する理性の知性的関心の働くことが問題とされる。この問題は、カントによれば、美の判定の本質としての「関心なき」の規定に関する問題とは、別の次元に属する。なぜならば、今や問題とされる自然の美に対する知性的感心は、美の判定の規定根拠である適意自身において、したがってまた美の経験の内部において、これを構成する作用として現われるものではないからである。

結論的に言えば、カントは、自然の美に対して働く知性的関心と道徳的関心との親近性を主張することによって、自然美に払われる理性の知性的関心を道徳的人間のあり方に結び付ける。そうして、このような仕方でも、自然美の問題から目的論への橋渡しが可能であることを示唆するのである。

カントにしても、趣味の達人が必ずしも倫理的原則に帰服しているとは限らず、その点で、美への感情が道徳的感情から種別され、前者への関心が道徳的関心と容易に結合するものではないこと、経験の教える通りであるとして、これを認める (vgl.S.165)。また「美感的判断を道徳的感情との親近性で解釈することは、わざとらしく見えるが故に、そのような解釈を、自然がその美しい諸形態において比喩的にわれわれに語りかける暗号を、正しく解するものとは見なし得しない (S.170)」のではないか。そのような反論をカントは予想する。しかしカント

は「自然の美に関して直接的な関心を払う（単に自然の美を判定する趣味を持つだけではない）ことは、常に、善なる魂の一つの徴候である（S.166）」と断言する。というのも、この自然の美への直接的関心は、理性に立脚した非利己的な知性的関心であるからである。

野に咲く花や小鳥の囀りを愛で、自然の美なる諸形態から目を逸らすまいとする人が、たとえそのために被害を受け、そこから少しの利益も期待できないにしても、そのように欲するならば、彼は自然の美の現存に対して、直接的で知性的な関心を払っているのである（vgl.S.166～7）。この直接的知性的関心と道徳的関心との親近性を、カントは繰り返して主張する。

「自然の美に対して直接の関心を払う者には、少なくとも、善なる道徳的心術への素質のあることを、憶測する理由が見られる（S.169～170）。」

「……自然の美に対する直接的関心は実際、ありふれたものではなくて、専ら、あらかじめ善なるものに向かって修練されているか、ないしは、このような修練に殊更に感受性のある考え方を持つような人々にのみ、固有なものである（S.170）。」

自然の美への知性的関心が、道徳的に善なる魂の徴候であり、道徳的善の現存への道徳的関心と何らかの仕方で結び付くと言うのである。しかし、このカントの主張は執拗なわりには、説得力に乏しい。カントにおいて、このアナロジーは、両者共に、感覚的欲求や自然傾向性に基づく関心から独立で、理性の根拠に由来し、したがって、普遍的人間性にアプリアリに属するというに、成り立つと考えられているようである（vgl.S.170）。しかしそれだけの理由で、両者が親近的であると言えるのであろうか。その点に関するカントの説明は意を尽しているとは思われない。そればかりか、われわれの見るところカント自身において、自然の美への知性的関心には、道徳的関心と直ちには結び付きえないような特徴があるものとしても、その関心が問題とされているのである。

「自然がかの美を生み出したという、この思想が〔自然の美に関する〕直観と反省に伴わなければならない。ひとりこの思想にのみ、自然美に払われる直接的関心が基づく（S.167）。」

自然の美に対する知性的・直接的関心は、自然が美を生み出すという思想に裏付けられるのである。言い換えれば、先にわれわれが問題とした美感的反省的判断力の超越論的原理としての「自然の恵み」の思想が、自然の美への知性的関心の条件なのである。これに対して道徳的関心は、実践理性の普遍的意志への感性的自然の服従を要求することによって実現されるべき道徳的善へと向けられる。カントにおいて、こうした道徳的関心が、直接「自然の恵み」に条件付けられる必要はないであろう。確かに、両者は共に「理念が……客観的实在性を持つこと（S.169）」言い換えれば、理念が実現されるべきことに対して理性的な関心を払う。しかしながら、自然の美の場合においては、それに対して直接的に理性の関心が払われるべきところの「理念の実現性」は、その実現の根拠を、道徳的理念の場合のように、理性自身の内にはなく、むしろ自然自身の内に持つものとして、仮定されなくてはならない。この点に両者の決定的な相違があろう。

「自然が、あらゆる関心から独立なわれわれの適意……に対する自然産物の合法的合致を想定する何らかの根拠を、自然自身のうちに含んでいるのではあるまいか。自然は、少なくとも、そういうことの形跡を示し、あるいは、示唆を与える。このことは、理性の関心である…… (S.169)。」

それにもかかわらず、カントは、自然の美に対する知性的関心が、道徳的関心に親近的であり、前者は後者の徴候を表わすと考える。先に触れたように、現象的に見て、確かに前者もまた、虚飾や虚栄を排し虚偽や期瞞を退ける (vgl.S.167) というのであれば、そこには道徳的誠実性に相通じる態度が認められるであろう。しかしわれわれは、カントによって主張される両者の親近的関係を、一層本質的なこととして捉えようとすれば、両者のアナロジーあるいは親近性が結局また、自然の合目的性に関わる原理的な問題へとわれわれを導くということを、認めないわけにはゆかないのである。

「更にまた、自然の驚異が付け加わる。すなわち、自然はその美なる諸産物において己を技術として表わす。それも単に偶然によってではなくて、言わば意図的であるかのように、合法的構図に従って、目的なき合目的性として己を表わす。そこで、われわれはそのような目的を、外界のどこにも見出さないのであるから、当然に、われわれ自身の中に求める。しかも、われわれの現実存在の最終目的を成すもの、すなわち、道徳的規定 (使命) の中に求める (しかし、そのような自然合目的性の可能性に対する問いかけは、目的論において初めて問題となるであろう) (S.170~1)。」

この文章は、自然の美に対する知性的関心と人間の自己自身に対する道徳的関心との関連が他ならない目的論に委ねられるべき問題であることを、簡潔に言い表わしているといえよう。前段では、自然の恵みの思想に基づく美感的な知性的関心が、後段では、そこから道徳的関心への移りゆきが指摘されている。美感的な態度にあっては、自然がその美的な諸形態において己を表わすとして思惟される。われわれの感性的関心から自由な適意に対する自然産物の合目的性を、われわれは、単なる偶然に帰するだけでは済まされない。だからといって、それを端的に現実的な意志的存在者に基づけることもできない。その合目的性は「あたかも意図的であるかのように」、「目的なき合目的性」として見なさなければならない。その場合でも、しかしながら、理性がかかる自然の美の現存に対して関心を払うのであってみれば、われわれは「目的なき合目的性」としての美なるものに対して、それが自然の美の現存である限りにおいては、その美があたかもまた何らかの目的を指し示しているかのように、直接的な関心を払うのである。そして、カントによれば、美感的態度においては言わば空白のままにされている不定的目的なるものに対して、内容を与えるのが、実践的道徳的関心に他ならないのである。カントはこの目的を端的にわれわれの内なる「道徳的規定」に見る。したがって、カントによれば、われわれにとっての自然の恵みとして、われわれの趣味能力を目覚めさせ、文化を促進する自然の美は、究極的には「われわれの現実存在の最終目的」としての「道徳的規定 [使命]」の実

現を目指すものとして、初めて目的論的な意義を持つのである。この目的論は、しかし、単なる自然目的ではなく、「われわれ自身の最終目的」すなわち究極目的の概念を前提することは言うまでもない。

このように、自然の美を自然の客観的合目的性の内に組み入れようとするカントは、自然に関する反省の方位を道徳的存在者としての人間自身の在り方に向け直し、そのことによって、ひとり自然の美のみならず、更に文化一般に関する批判的理論の哲学的構築へと導きうるような、目的論的世界考察を準備していると言ってよい。そのような目的論的世界考察の展望においてはまた、「最高善」としての「究極目的」を統制的理念とする文化・歴史的世界の目的論的解釈が反省的判断力の課題として引き受けられることにもなるのである。

参 考 文 献

『判断力批判』からの引用箇所は、本文中の（ ）に頁数のみで示される。ただし、Akademie 版および Philosophische Bibliothek 版に添えられているカント原版の頁数によった。それ以外のカントの著書からの引用は、Akademie 版により、その引用箇所は本文中の（ ）にその巻数を付した頁数で表わされる。

E.Cassirer : Kants Leben und Lehre (1921).

M.Wund : Kant als Metaphysiker (1924).

H.Heimsoeth : Kants Philosophie des Organischen in den letzten Systementwerfen, in : Blätter für Deutsche Philosophie 14 (1940).

H.Knittermeyer : Der "Übergang" zur Philosophie der Gegenwart, in : Zeitschrift für Philosophische Forschung 1 (1946).

K.Düsing : Die Teleologie in Kants Weltbegriff (1968).

J.D.McFarland : Kant's Concept of Teleology (1970).

W.Bartuschat : Zum systematischen Orten von Kants Kritik der Urteilkraft (1972).

M.Riedel : Geschichtsphilosophie als kritische Geschichtsdeutung. Kants Theorie der historischen Erkenntnis, in : Verstehen oder Erklären? (1978).

F.Kaulbach : Ästhetische Welterkenntnis bei Kant (1984).

G.Krämling : Die systembildende Rolle von Kulturphilosophie bei Kant (1985).

山本 達 : カントの「自然の合目的性」(Ⅰ) - 論理的合目的性について - (福井医科大学一般教育紀要第3号, 1983). カントの「自然の合目的性」(Ⅱ) - 「趣味の批判」における主観的合目的性の超越論的論議 - (福井医科大学一般教育紀要第5号, 1985). カントの「自然の合目的性」(Ⅲ) - 「目的論的判断力の批判」における自然目的の概念 - (福井医科大学一般教育紀要第8号, 1988).